

第 36 回（平成 16 年度）社会保険労務士試験 講評と予想合格ライン

講評と予想合格ライン

選択式問題の講評

選択式問題は、健康保険法を除き、比較的対応しやすい問題であった。

< 選択式試験の特徴 >

健康保険法は、2 年連続で高額療養費からの応用問題で、非常に難度が高く、3 点確保は難しい問題であった。特に、計算問題だけで構成されており、「鍵」となる数字が 1 箇所確認できないと、他の空欄も連動して解答できないという問題構成であったため、全滅してしまったという受験生も例年になく多くみられた。

法改正項目からの出題がみられた（雇用保険法）

直近の過去問題から再出題された問題があった。具体的には、健康保険法（平成 15 年出題）、社会保険に関する一般常識（平成 12 年、平成 15 年出題：前 2 回は社会保障がテーマであり、今回は「生活保護」がテーマであるため、内容的には同じではないが、平成 15 年と今回はいずれも 1950 年制定の「生活保護」を中心とした問題構成になっている）が該当する。

判例からの出題がみられた。労働安全衛生法については、判例からの出題であったが、解答部分は、条文（法第 65 条の 3）上の用語であったため、判例そのものは知らなくても解答できる問題であった。

歴史的な沿革からの出題がみられた。国民年金法については、歴史的な沿革からの出題が行われることが多いが、今回も歴史的な沿革からの出題であった。

予想合格ライン

以上の点を考慮して合格ラインを予想すると、総得点に関しては、昨年並みの 28 点以上が必要であると思われる。また、科目別得点は 3 点以上が必要であると思われるが、健康保険法については 2 点救済が行われる可能性は高い。1 点救済については、選択式問題になってから 1 点救済が行われたことはないので微妙であるが、可能性はわずかにあるようにも思われる。健康保険法以外の

科目については、現時点（8 月末）における復元解答の分析結果からみると、2 点救済の可能性は低いように思われるが、昨年の例からして、思わぬ科目で 2 点救済が行われるかも知れない。

これらを昨年の復元解答と今回の復元解答との集計結果から分析してみる。

科目	平成 15 年		平成 16 年	
	復元解答	救済	復元解答	救済
総得点	30.66 点		30.28 点	
労基・安衛	4.05 点		3.52 点	?
労災	4.14 点		4.36 点	
雇用	4.17 点		4.47 点	
労一	3.44 点	2 点	3.91 点	?
社一	3.93 点	2 点	4.07 点	
健保	4.09 点		2.48 点	?
厚年	3.16 点	2 点	3.85 点	?
国年	3.67 点	2 点	3.62 点	?
集計数	2042 人		1304 人	

以上からすると、復元解答で 3 点台の得点になっている科目については、救済の可能性は否定できない。

【直近 3 年間の選択式の合格ライン】

科目	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
労基・安衛	2 点救済	2 点救済	3 点以上
労災法	3 点以上	3 点以上	3 点以上
雇用法	3 点以上	3 点以上	3 点以上
労働一般	3 点以上	3 点以上	2 点救済
社会一般	3 点以上	3 点以上	2 点救済
健保法	3 点以上	3 点以上	3 点以上
厚年法	2 点救済	3 点以上	2 点救済
国年法	2 点救済	3 点以上	2 点救済
総得点	26 点以上	28 点以上	28 点以上

【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

労働基準法からの出題であるA, B, Cの3箇所の空欄は非常に取り組みやすい問題であった。

労働安全衛生法からの出題であるD, Eは難問であった。その中でもDの正答率は1割程度のものである。労働基準法は労働時間に関する制限を定めているが、労働安全衛生法では、いわゆる「3管理 = 作業環境管理, 作業管理, 健康管理」の中の「作業管理 = 作業の手順, 方法を定め, 作業の負荷や姿勢等による身体への影響を減少させること, 保護具を適正に使用すること, 作業時間の制限を遵守させること」において、「作業時間の制限 = 潜水業務や高圧室内業務については, 厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して, 当該業務に従事させてはならない」について規定している。したがって, Dには, の「の労働時間」は入らない。 の「の従事する作業」が入ることになる。また, Eには, の「管理」が入ることになる。Eは, 文脈から読み取って正解した者が多かったようである。

3点以上は確保したい問題であった。

【問2】労働者災害補償保険法

通勤災害の定義からの出題であった。通勤災害に関しては, 過去に昭和49年, 昭和55年, 平成元年, 平成9年と4回出題されており, 今回で5回目の出題である。特に解答が困難な空欄はなく, 5点満点も可能である。なお, Eに の「選挙権の行使」ではなく, の「公民権の行使」を入れているケースがみられた。「公民権の行使」は労働基準法第7条における用語であり, 比較的印象に残る条文であったため, 勘違いしたものと思われる。

5点満点が十分に可能な問題であった。

【問3】雇用保険法

A, Bの空欄は, 通常の出題であれば非常に難しい問題であったが, ほとんどの受験生が十分習得していた法改正条文からの出題であったため, 容易に解答できたようである。

5点満点が十分に可能な問題であった。

【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

労働統計の用語からの出題であった。読み間違いさえしなれば, 十分に5点満点が可能な問題

であった。

今回の問題で最も正答率が低かったのがAの空欄で, の「毎月勤労統計」を入れている受験生が多かったようである。「毎月勤労統計」は, 総務省統計局ではなく, 厚生労働省において作成される統計である。また, 毎月勤労統計は, 労災保険の給付基礎日額のスライド改定や雇用保険の賃金日額に係る自動変更対象額の改定に用いられ, 年間の総実労働時間の算出などに用いられ, 賃金, 労働時間, 雇用(一般労働者やパートタイム労働者の増減等)に関する統計である。完全失業率や完全失業者数に係る統計は, 総務省統計局の「労働力調査」により発表される。

このAの解答を誤っている受験生が多いようであるが, A以外の空欄はいずれも容易に解答できるため, 4点は確保したい問題であった。

【問5】社会保険に関する一般常識

生活保護制度についての出題であったが, 平成15年の問題と共通する部分があり, これに関しては十分に学習している受験生が多かったため, 比較的取り組みやすい問題であったと思われる。

特に内容に精通していなくても, 選択肢を順にあてはめていくだけでも対応できる箇所が3箇所以上あり, 内容がある程度把握できていれば4点は確実に得点できる問題であった。Eは, 統計的な数値の問題であり, 把握できている受験生は少なかった。

【問6】健康保険法

非常に難度の高い問題であった。3点以上を確保することは難しく, 2点救済が行われる可能性が高い。受験生の得点状況によっては, 1点救済が行われる可能性もある。

ここでは, この問題の解法を紹介することとする。

<高額療養費制度がなかった場合の一部負担金等の額:70歳以上の一般所得者>

X病院の外来 8,000円

Y病院の外来 32,000円

Z病院の入院 50,000円(実際の負担額は40,200円)

(1) まず, 外来療養に係る高額療養費算定基準額

(70歳以上の一般所得者の場合。以下同じ)は、 $12,000$ 円(空欄A)であるため、外来療養に係る一部負担金等のうち、高額療養費として支給される額は、『 $(8,000円 + 32,000円) - 12,000円 = 28,000$ 円(空欄B)』となる。

(2) この時点で負担額として残っている額は、『外来療養に係る $12,000$ 円 + 入院療養に係る $50,000$ 円 = $62,000$ 円』である。

この $62,000$ 円に対して、全体として的高額療養費算定基準額 $40,200$ 円(空欄C)を適用すると、『 $62,000円 - 40,200円 = 21,800$ 円』となり、この $21,800$ 円と外来について支給される高額療養費である $28,000$ 円とを合計すると、全体として的高額療養費の額は、『 $28,000円 + 21,800円 = 49,800$ 円(空欄D)』となる。

(3) ただし、実際には、入院療養に係る高額療養費算定基準額は $40,200$ 円とされているため、入院療養に係る一部負担金等の額が $40,200$ 円を超える場合、その超える額は高額療養費として現物給付化されることになる。したがって、病院の窓口で支払う一部負担金等の額は $40,200$ 円が限度となる。

そのため、(2)の時点で現物給付が行われた場合に高額療養費として償還される金額(支給される金額)は、『外来療養に関してなお残っている負担額である $12,000$ 円と入院療養に関して実際に負担した $40,200$ 円との合計額』から『全体として的高額療養費算定基準額である $40,200$ 円』を控除した額となる。

すなわち、『 $(12,000円 + 40,200円) - 40,200円 = 12,000$ 円』となる。

そうすると、実際に高額療養費として償還される金額は、全体としては、『 $28,000円 + 12,000円 = 40,000$ 円(空欄E)』となる。

【問7】厚生年金保険法

保険料率、保険料関係からの出題であった。特に難解なものではなく、3点以上確保することは可能な問題であった。若干迷ったのがBの空欄の第3種被保険者に係る保険料率の部分であったが、保険料率そのものは択一式試験の対象となるものであり、通常基本テキスト等でみる機会も多い部分であるので、特に、解答に窮するというものではなかった。

厚生年金保険法の中で最も難解であったのがCの空欄の「旅客鉄道会社等」であった。

平成16年8月31日現在では、それぞれ次のような料率となっている。

区分	保険料率
日本電信電話株式会社	1,000分の135.8
農林漁業団体等	1,000分の152.2
日本たばこ産業株式会社	1,000分の155.5
旅客鉄道会社等	1,000分の156.9

【問8】国民年金法

歴史的な沿革からの出題であった。国民年金法からの出題の特徴の一つでもあるため、択一式対策もかねて基本テキストを一読していた者はなんなく解答できる問題であった。ただし、Bは、少し考えさせられる問題であった。受給資格期間の短縮特例に関しては、通常を受験生であれば、3つの仕組みを学習するが、そのうちの一つである「昭和5年4月1日以前生まれの者の特例」が該当する。

生年月日	受給資格期間
T.15.4.2~S.2.4.1	21年
S.2.4.2~S.3.4.1	22年
S.3.4.2~S.4.4.1	23年
S.4.4.2~S.5.4.1	24年

このBについては、の「大正15」を入れている者が多かったようであるが、前表のように25年の受給資格期間が短縮されているのは「昭和5年4月1日以前生まれの者」からである。

その他では、Dの部分を読み間違えている者もみられた。Dは、老齢基礎年金の受給資格期間を満たさない者について平成6年に設けられた制度である。の「脱退手当金」(旧法当時の厚生年金保険の仕組み)やの「任意脱退」(旧法当時から国民年金法において設けられている制度)を入れてしまった者がみられた。平成6年に設けられたのは、「高齢任意加入被保険者(いわゆる「特例による任意加入被保険者」)」の制度である。

B、Dで迷ったとしても、3点は確保したい問題であった。

択一式問題の講評

労働関係は全般的に法改正を中心とした取り組みやすい問題が多かったが、社会保険関係は難度が高い問題が多く、特に、例年得点源となる国民年金法までが難度が高い問題で占められていたため、総得点でもここ数年の択一式試験の合格ラインである44点～45点を確保できない受験生が多かったようである。

例年、国民年金法は試験科目の中でも最も得点しやすい科目であったため、午後の択一式試験に取り組む際、国民年金法から始める受験生がみられるが、今回は、この手法を取った受験生は当てがはずれ、混乱して自分のペースで試験に取り組むことができなかつたのではないと思われる。

なお、一般常識の問9については、社会保険労務士試験センターから「正解肢がないため全員正解として処理する」旨が公表されているが、健康保険法の問7については、何ら見解が公表されていないため、D又はEのいずれかが正解肢となるものと思われるが、次の理由により、いずれも正解肢と思われるため、二重正解として扱われる可能性もある。

<健康保険法・問7について>

D：設問肢Dの被保険者を「特定被保険者」というが、この特定被保険者からの介護保険料の徴収は、「規約で定めるところにより」行うことができることになっている。「政令で定める基準に従い」行うものではない。法附則第8条において規定されている承認健康保険組合における特別介護保険料額の算定方法については、「政令で定める基準に従い」規約で定めることになっている。

E：健康保険組合連合会は、健康保険組合の医療に関する給付等の財源の不均衡を調整するため、交付金の交付事業を行っているが、この交付事業に要する費用は健康保険組合が拠出金として拠出することになっている。この拠出金の財源に充てるため被保険者から徴収されるのが「調整保険料」である。

<択一式試験の特徴>

労働関係科目は、法改正項目からの出題が中心で、取り組みやすい問題が多かった。例年難

問の多い労働基準法及び労働安全衛生法においてもほとんど難問はなく、容易に正解を得られる問題が多かった。特に、労働安全衛生法については、ここ数年は、通常の学習では歯が立たないような専門的な問題ばかり出題されていたが、今回は3問とも通常の学習で十分対応できる問題であった。

一般常識は、昨年と同様、比較的取り組みやすい問題が多かった。[問9]で正解なしの問題が発生した(全員に得点)こともあり、まずまずの得点が確保できるものと思われる。今回も法改正項目からの出題があり、これが正解に絡んでいる部分であったため、法改正項目を習得していた者にとっては、これが大きく得点に寄与したものと思われる。

社会保険関係については非常に難度の高い問題が多く、通常の社会保険労務士試験の学習では対応できない問題が多くみられた。健康保険法は、正誤の判断を迷う問題が非常に多く、細かく正誤の判断を求めていくと正解が絞りきれない問題が多かった。この傾向は、ここ数年続いているものであり、過去問をベースにもう一步踏み込んだ学習をしないと対応が難しい。年金関係は、年金相談員に要求されるような旧法がらみの内容の問題がみられた。ただでさえ複雑な制度となっている年金制度において、さらに実務レベルに踏み込んだ内容で出題されると、一般の受験生ではほとんど太刀打ちできない。社会保険関係の科目では3点以下の得点となってしまった受験生も多くみられ、厚生年金保険法については、2点、1点という受験生も多数いるようである。

予想合格ライン

以上の点を考慮して合格ラインを予想すると、総得点に関しては、昨年並みの44点以上であればほぼ間違いなく合格ラインを突破できるものと思われる。ただ、社会保険関係の10点満点の科目が3科目とも難度が高かったため、得点が伸びなかつた受験生も多かつたようである。したがって、43点や42点についても合格の可能性は残る。

科目別得点は4点以上が必要であると思われる

が、前述した社会保険関係の3科目については3点救済が行われる可能性が高い。この3科目の中では特に厚生年金保険法の得点が低く、次いで健康保険法、国民年金法の順となっている。

労働関係では、労働者災害補償保険法の難度が比較的高いが、社会保険関係の科目と比べた場合、3点救済の可能性は低いものと思われる。

これらを昨年の復元解答と今回の復元解答との集計結果から分析してみる。

科目	平成 15 年		平成 16 年	
	復元解答	救済	復元解答	救済
総得点	41.50 点		39.92 点	
労基・安衛	4.72 点	3 点	7.03 点	
労災・徴収	5.88 点		6.03 点	
雇用・徴収	6.55 点		7.83 点	
一般常識	5.53 点		6.06 点	
健保	5.89 点		4.22 点	?
厚年	5.12 点	3 点	3.81 点	?
国年	7.80 点		4.95 点	?
集計数	2042 人		1304 人	

以上からすると、復元解答で3点台、4点台の得点になっている科目については、救済の可能性は否定できない。

【直近3年間の択一式の合格ライン】

科目	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
労基・安衛	4 点以上	4 点以上	3 点救済
労災・徴収	4 点以上	4 点以上	4 点以上
雇用・徴収	4 点以上	4 点以上	4 点以上
一般常識	3 点救済	4 点以上	4 点以上
健保法	4 点以上	4 点以上	4 点以上
厚年法	4 点以上	4 点以上	3 点救済
国年法	4 点以上	4 点以上	4 点以上
総得点	45 点以上	44 点以上	44 点以上

【1】労働基準法及び労働安全衛生法

労働基準法は、法改正項目を中心とした問題が多く出題され、難度の高い通達判例があまりなかったため非常に取り組みやすかった。

また、労働安全衛生法も非常に簡単な問題で、3問とも得点することができる問題であった。

問	難度	傾向と分析
問 1	やや難	Dに戸惑う者がみられたが、97年に出題された判例の焼き直しの問題であるため、比較的对応は簡単である。
問 2		法改正項目からの簡単な問題。
問 3	普通	Eの解雇予告手当と解雇予告との併用の問題で勘違いをした者が多かったようである。内容的には、容易に解答できるものであった。
問 4		法改正項目からの簡単な問題。
問 5		派遣労働者に係る通達からの簡単な問題。
問 6	難	時間給の労働者で変形労働時間制を採用している者に係る年次有給休暇の際の賃金からの出題。通達を引用した難度の高い問題。
問 7		減給の制裁の制限に関する通達からの簡単な問題。
問 8	普通	Eの典型的な誤りの問題に引っかかってしまった者がみられた。
問 9		安全衛生管理体制に係る簡単な問題。
問 10	普通	労災保険法の二次健康診断等給付と労働安全衛生法の健康診断に係る医師からの意見聴取をミックスさせた問題。比較的对応しやすい問題であった。

：「 」は、簡単な問題。以下同じ。

7点以上は確保したい問題であった。

【2】労働者災害補償保険法（徴収法を含む）

労働関係科目の中では最も難しい科目であった。問題が何を訊いているのかその趣旨がわからないという問題やかなり古い難解な通達を引用した問題がみられたため、正解を絞りきれない受験生が多かったようである。

問	難度	傾向と分析
問 1	やや難	普通の適用関係の問題であれば、Bの派遣労働者に関しては、簡単に解答できるのであるが、問題の趣旨が読み取りにくい問題であったため、勘違いしてCを正解としてしまった者が多かった。
問 2	難	Dの「労働基準法に規定する災害補償の事由と関連するもの」を「労働基準法に規定する災害補償の事由と同一の事由によるもの」と読み違えて、Dを正解とした者が多かった。
問 3	難	Dは難解な通達であった。一般的にはあまり使用されない通達ではないかと思われる。実務的には、あまり保険給付の受任者払いは行われていないので、戸惑った者が多かった。

問 4	普通	休業補償給付に関する問題の中では最も受験生が苦手とする部分からの出題であったため、問題文を読んでいるうちに混乱して、正解がわからなくなってしまったようである。
問 5		正解肢の E は簡単な問題であるが、意外に D を勘違いした者がみられた。解雇制限が解除されるためには、療養開始後 3 年を経過し、かつ、傷病補償年金を受けていることが必要である。基本的な問題であるが、意外に落としている者が多くみられる。
問 6		法改正項目からの簡単な問題。
問 7		時効に関する簡単な問題。
問 8	普通	正解肢は一瞬迷う者もあると思われるが、消去法でも正解を求めることができる。
問 9	やや難	正解肢は、正誤の判断に迷うが、消去法でも正解を求めることができる。ただし、D の設問肢の「数次の請負による事業」と「請負による建設の事業」の違いに気づかないと、正解を得ることが困難。
問 10		正解肢の B の誤りはすぐに判断できる。徴収法では「90 日前まで」という数字が用いられることはない。

やや難度の高い問題がみられるが、6 点以上は確保したい問題であった。

【3】雇用保険法（徴収法を含む）

法改正項目を中心とした非常に取り組みやすい問題であった。徴収法の 3 問も簡単な問題であり、高得点が期待できる問題であった。

問	難度	傾向と分析
問 1		法改正項目からの簡単な問題。
問 2		みなし離職に関する簡単な問題。D の設問肢を誤った者がかなりみられたが、通常の学習でも、正誤の判断ができる問題であった。
問 3		法改正項目からの簡単な問題。
問 4	普通	E の設問肢で誤った者がかなりみられた。通常の問題訓練でよく取り上げられる問題であり、難問ではない。
問 5		法改正項目からの簡単な問題。
問 6	普通	正解肢そのものは、法改正項目からの簡単な問題であった。非常に細かい実務的な内容の B や、法改正項目の中でも、うっかり見逃しやすく正誤の判断に迷う E を正解としてしまった者がかなりみられた。
問 7	普通	正解肢は法改正項目であるが、正誤の判断を迷う問題であった。ただし、他の設問肢の誤りは容易に判断できるため、正解を導き出すことは容易である。
問 8		正解肢は簡単であるが、B の設問肢で「短時間労働被保険者」と「短期雇用特例被保険者」を読み違えてしまい、正解を得られなかった者がみられた。
問 9	普通	正解肢の増加概算保険料について、継続事業と有期事業が同じ扱いであるか否かの判断に迷った者があるようである。

問 10		雇用保険印紙の譲渡に関する簡単な問題。
------	--	---------------------

ほとんど難問らしい難問はみられなかった。8 点ないし 9 点は十分に確保できる問題であった。

【4】労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

労働に関する一般常識については、関係法規を中心とした問題が 2 問（問 1，問 2），労働経済を中心とした問題が 1 問（問 4），関係法規と労働経済の混合の問題が 2 問（問 3，問 5）であった。このうち、関係法規を中心とした 2 問と、混合問題の 1 問（問 5）の計 3 問は、比較的解答しやすい問題であった。社会保険に関する一般常識については、横断的な問題が 3 問（問 6，問 7，問 8），関係法規を中心とした問題が 2 問（問 9 の国民健康保険法，問 10 の船員保険法）であった。このうち、多少難度の高い問題は問 10 で、他の問題は取り組みやすい問題であった。なお、問 9 は正解なしで全員に得点されることになった。

問	難度	傾向と分析
問 1		正解肢は簡単であったが、C の労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合の手続に関する問題を無料の労働者供給事業を行う場合と勘違いして解答してしまった者がみられた。
問 2		正解肢は法改正項目からの簡単な問題であったが、A の物の製造業務の派遣可能期間に関し、経過措置期間経過後「無制限」になるとする問題に引っかかってしまった者が多かったようである。
問 3	やや難	正解肢は法改正項目からの出題であるが、正誤の判断が難しい問題である。B の育児又は家族介護を行う労働者に対する転勤命令に関し、労働者の同意の有無を迷った者が多かったようである。一般的に、出向のような企業間人事異動では同意を必要とするが、転勤のような企業内人事異動については同意は要しない。
問 4	難	全肢が統計関係であったため、正誤の判断が難しい問題であった。
問 5	普通	混合問題であったが、正解肢の C は通常の学習の範疇の問題であったため、統計関係の肢に惑わされなければ正解を得ることはそれほど難しい問題ではなかった。
問 6		市町村国民健康保険の適用除外者に係る簡単な問題。
問 7		届出・手続きに関する簡単な問題。
問 8		時効に関する簡単な問題。
問 9		正解なし
問 10	やや	久しぶりの船員保険法からの出題であったが法律条文をベースにした問題ではなく、制度

難	の特徴を問う問題であったので、戸惑ったようである。
---	---------------------------

問9の正解なしを含めて7点以上は確保したい問題であった。

【5】健康保険法

正誤の判断を迷う問題が多数みられた。難度の高い通達や、通常の社会保険労務士試験の学習教材では歯が立たないような問題も出題されており、戸惑った受験者も多かったようである。

問	難度	傾向と分析
問1	難	Dの賞与の支払に関し、同一月に2回賞与が支払われる場合については、法令に根拠はなく、通達もないため、学習していない受験生が多く、正誤の判断を迷ったようである。平成15年4月1日から賞与についても月単位で保険料を徴収することとされたため、同一月に2回以上賞与が支払われた場合は、その合計額について端数処理(1,000円未満の端数切り捨て)を行い、届出も最後の支払日から5日以内に行えばよいこととされている。
問2	普通	Dの正解肢は、通常基本テキストで学習する内容であるため、正解を求めることはできるはずであるが、問題文中の「伝染病のおそれのある保菌者」をいわゆる「法定伝染病(感染症)の保菌者で隔離収容された者」と勘違いした者が多かったようである。
問3	難	正解を得ることは困難である。消去法で求めることになるが、他の設問肢の正誤の判断も難しく、対応できない。
問4	普通	正解肢の高額療養費の多数回該当の誤りは容易に判断できる。ただし、Aの埋葬費の問題が条文どおりの表現ではなく応用的な表現であったため、惑わされてしまった者がみられた。
問5	やや難	Bの磁気ディスクによる届出の問題に惑わされてしまったようである。被扶養者に関する届出は事業主の届書ではなく、被保険者の届書(事業主を経由して届け出る)であるため、磁気ディスクによる届出をすることはできない。また、現在、被扶養者に関する届出は、国民年金法による第3号被保険者の届書とセット(複写式)になっているため、その点でも磁気ディスクの取扱いの対象とならないことがわかる。なお、Dは、昨年出題された問題である。
問6	やや難	B、Cの罰則に惑わされてしまうと正解を得ることが困難になる。正解肢は印紙保険料関係であるため、学習していない者も多かったようである。
問7	難	D、Eは、前述したとおりである。なお、Aの問題で、「被保険者に関する保険料」を「被保険者負担分の保険料」と読み間違えて解答した者がみられた。また、Bについては、厚生年金保険の取扱いと勘違いしたものと思わ

問8	普通	Cの昨年の法改正に係る経過措置に惑わされなければ、Dの正解肢は容易に見つけることができる。
問9	難	Aの誤り(「喪失の日」ではなく、「喪失の日の前日」)は気づきにくい。Bの正誤の判断が曖昧なだけに、正解を求めることは困難であった。
問10		条文どおりの表現ではないが、内容的には、容易に正誤の判断をすることができる問題であった。

すんなりと正解を求めることができる問題が少なかった。2つまでは絞り込めるが、最後の判断をするだけの正確な知識がないと4点を下回ってしまう問題が多かった。4点以上を確保したい。3点救済の可能性もある。

【6】厚生年金保険法

厚生年金保険法を苦手とする受験生は多く、通常の問題でもなかなか得点できないのに今回のような一歩踏み込んだ問題を出題されると歯が立たない。救済の可能性のある3点に届かない者も多かったようである。

問	難度	傾向と分析
問1	普通	正解肢は、通常の学習で得点できる問題である。ただし、D、Eの設問肢に惑わされてしまったようである。本来、それほど難度が高い問題ではない。
問2	やや難	Aは、平成13年の選択式問題からの再出題である。過去問は、きちんと復習しておきたい。Eの正解肢は、脱退一時金の仕組みを理解していると正解できる問題である。
問3	普通	正解肢は、過去に何回か出題されているものである。厚生年金保険の被保険者の資格は70歳までであることをしっかりと理解していれば正解できる問題である。
問4	やや難	Aの設問の「喪失した日までのすべての被保険者期間」という表現に惑わされたようである。条文上は、「喪失した月前における被保険者であった期間」となるが、意味は同じであることに気づかなかったようである。受験の段階では、この違いを確認するのは難しい。このAの設問肢がなければ、Dの正解肢には、すぐに反応できたものと思われる。
問5	普通	Dの正解肢に気づかなかったようである。労災保険や雇用保険の不服申立てと健康保険や厚生年金保険の不服申立てにおける決定的な相違点の一つである。なお、Cは、健康保険法で学習する基本的な事項であり、Eは、国民年金法においても出題される基本的な事項である。確実に得点したい問題である。
問6	難	正解肢は、通常の学習では得点できない問題である。ただし、他の設問肢は誤りと判断することができるため、冷静にみれば、消去法

		で正解を求めることはできる。
問7	普通	法改正項目からの出題である。落ち着いて解けば正解を得ることはそれほど難しくない。
問8	普通	各肢とも、特に難解なものではないため、一つ一つ正誤の判断をすれば正解を得ることはできる。
問9	難	Aの設問肢の誤りの理由を確認するのは困難である。基本テキストをよほど注意して読まないで、この設問肢の誤りを判断することは困難である。
問10	普通	Bで誤ってしまった者が多かったようである。冷静にみれば、年金の端数処理が100円単位で行われることは基本中の基本であり、得点できるはずである。

設問ごとにみても、簡単な問題はほとんどないが、難問ばかりでもなく、通常の基本テキストをしっかり理解していれば解答できる問題も多数あった。ただし、条文ベースの表現を用いていなかったり、通常学習しているテキストの内容と異なる表現を用いている問題が多かったため、仕組みをきちんと理解していなかった者は、正解を絞りきれず苦しんだようである。6点は確保したい問題であったが、試験会場の独特の雰囲気の中で冷静に問題をみることはできなかつたであろうことを考えると、4点確保も難しかったようである。3点救済の可能性は高い。

【7】国民年金法

これまで、高得点科目として期待されてきた科目であるが、今年は出題傾向が大きく変わり、これまでと出題傾向の異なる問題となったため、苦しんだ受験者が多かったようである。

問	難度	傾向と分析
問1		正解肢は、厚生年金保険法で学習する内容であるが、容易に解答できる問題であった。
問2	難	BとCの申請免除と半額免除の所得制限については、歯が立たない。過去においても、所得制限に関し、このような具体的な金額を用いた問題は出題されたことがなく対応は難しかった。
問3	普通	過去においても何回か出題されたことがある問題である。苦手意識を持ってしまっている者にとっては難問に思われたかも知れないが、過去問をしっかり学習している者にとっては、特に難度が高い問題ではなかった。
問4		正解肢のCは容易に解答できる問題である。Eは平成9年に出版された過去問の焼き直しの問題であるが、難度は高い。
問5	難	正解肢の正誤の判断は難しい。したがって、消去法で正解を求めることになるが、この場合、Aの設問肢の誤りには気づきにくい(「銀

問6	難	CとDの正誤の判断は難しい。Cに関しては、滞納処分のような財産処分の権限は地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に委任されていない。保険料の追納や免除に関する権限は委任されている。Dは、旧国民年金法の年金たる給付のうち、老齢福祉年金を受ける権利だけは、地方社会保険事務局長に委任されている。ただし、現在、新規に老齢福祉年金の裁定請求をする者はいないはずである。
問7		正解肢は、非常に簡単な問題であった。
問8	やや難	死亡一時金の額を正確に覚えている受験生は少ないのではないかと思えるが、意外に正答率は高いようである。A、Bは難度が高い。Bの特別一時金は初めて出題された。
問9	やや難	現在、機関委任事務は廃止され、法定受託事務として市町村長が行うこととすることができるとされている。
問10		正解肢は、少し応用的な知識が必要とされるが、容易に判断することができる。

例年になく、難度が高い問題が多かった。単純な問題もみられるが、かなり少ない。なんとか5点を確保したい。

最後に・・・

以上のように、各問の難易度を判断しつつ、受験生が確実に得点できるであろう問題のみをみると、合計では、合格ラインの44～45点には届かない。つまり、確実に合格ラインである44点～45点を確保するためには、「やや難」を何問か得点していく必要がある。そう考えると、今回の問題は、やはり例年に比べて難度が高い問題であったといえる。

なお、この予想合格ラインは、当塾の復元解答の集計結果(1304人時点)から導き出したものであり、集計結果が変動するにしたがって、予想合格ラインも変動することがある。

大きく変動される場合は、改めて掲示させていただきます。

